

寝屋川公園 管理マニュアル

大阪府 枚方土木事務所

平成 29 年 3 月

目 次

(はじめに)

1. 本マニュアルの位置付け	1
----------------------	---

(基本的事項)

1. 公園の概要	1
2. 公園の特性	2
3. 管理運営の基本事項	2
4. 防災公園等としての機能	2
5. 自然環境の保全・創出と活用	3
6. 業務の特記事項	3

(運営管理上の基準と配慮事項)

1. 運営管理上の留意点	4
2. 有料公園施設の運営	4
3. 食堂及び売店等の運営	4
4. 運営体制	5
I 人員配置等に関する特記事項	
5. 園内の利用活性化	11
6. ボランティアとの協議事業の推進	12
7. 運営管理上の配慮事項	12

(維持管理上の基準と配慮事項)

1. 維持管理上の留意点	13
2. 一般園地管理業務	13
(1)植物管理業務	
(2)清掃業務	
3. 施設管理業務	15

(資料編)

1. 参考価格
2. 外注計画書
3. 管理対象外施設一覧表
4. 建築物等一覧表
5. 貸与物品一覧表
6. 遊具一覧表
7. 府営公園利用実績調べ
8. 電気・消防設備点検対象数量表
9. 維持管理対象数量表
10. 都市公園管理に必要な有資格項目
11. 駐車実績
12. 図面

寝屋川公園 管理マニュアル

(はじめに)

1. 本マニュアルの位置付け

府営公園管理要領に基づき、公園の管理業務を行うにあたり、指定管理者に求める公園毎の運営・維持管理上の基準や留意事項などを定めたものです。

本マニュアルに定めのない事項については、都市公園条例を含む関係法令や府営公園管理要領、遵守を求める関連計画によることとし、関係法令や関連計画については府営公園管理要領を参照するものとします。

(基本的事項)

1. 公園の概要

① 名称 寝屋川公園

② 所在地

寝屋川市寝屋川公園

③ 面積

・都市計画決定面積 54.4ha

・開設面積 32.3ha

④ 主要公園施設

ア. 園路及び広場：竹の小径、五月映えの丘、花の道、月観橋・周辺広場、エントランス周辺広場、中央広場、多目的広場、草の広場

イ. 修景広場：中央広場噴水、エントランス壁泉

ウ. 休養施設：休憩所、芝生広場、ふれあいの丘

エ. 運動施設：陸上競技場、テニスコート、第1野球場、第2野球場、ソフトボール場、トリムコース

オ. 教養施設：寝屋古墳

カ. 便益施設：駐車場、便所

キ. 管理施設：公園事務所、車庫、倉庫、苗圃、テニス管理棟(スポーツハウス)、野球場管理棟

※ 上記主要公園施設のほかにも多数の施設があります。また、指定管理者の管理対象外の施設があります(資料編の「管理対象外施設一覧表」参照)。

⑤-i 有料公園施設等

ア. 第1野球場(野球場管理棟)、第2野球場

イ. ソフトボール広場

ウ. テニスコート(砂入り人工芝)

エ. 陸上競技場

⑤-ii 主要建築物

ア. 公園事務所 建築面積 780.09㎡

イ. テニス管理棟 建築面積 216.61㎡

ウ. 第1野球場管理棟 建築面積 350.07㎡

エ. 苗圃倉庫 建築面積 115.31㎡

⑤-iii 遊具(再掲)

別添資料「遊具一覧表」を参照

⑤-iv 駐車場及び売店等

- ア. 常設駐車場（第1、第2駐車場）
- イ. 臨時駐車場（第2駐車場横・南地区多目的広場）
- ウ. 売店等

2. 公園の特性

本公園は寝屋川市の東部、交野市との境界附近に位置しています。

本公園は、大阪府公園基本構想において「健康と生きがいを支える公園」として位置づけられ、北河内地域に数少ない運動施設を中心とした広域公園として整備を進めています。

南北約1.5キロメートル、東西約0.4キロメートルの細長く起伏に富んだ地形に、野球場やテニスコート、陸上競技場などのスポーツ施設を、中央部には噴水のある大きな広場を配し、府民の健康維持の場として活用されています。

また、都市周辺の環境を保全する重要な緑の空間として機能しています。

3. 管理運営の基本事項

寝屋川公園の安全・安心な公園利用を確保するとともに、その特性を最大限に活かして各施設及び園地の活性化に積極的に取り組み、来園者の増加と利用者満足度の向上に資する管理運営を行ってください。

そのため、府民の暮らしを守り、自然とのふれあいや、心身を育む場を提供する公園づくりを目指し、以下の各目標の実現に向けて取り組んでください。

ア) 地域固有の歴史資源を活かした魅力増進

- ・府指定史跡「寝屋古墳」や御伽草子「鉢かつぎ姫」伝説など、園内の地域固有の歴史資源を活かした魅力増進に取り組んでください。

イ) 健康づくりプログラムを充実し、心身の健康を育む公園

- ・豊かなみどりの中に憩いと安らぎの場を提供し、地域の健康づくりの拠点となることを目指し、様々なスポーツやレクリエーション、地域と密着したイベントなどを通じた、健康づくりプログラムを充実し、心身の健康を育む公園づくりに取り組んでください。

ウ) 様々な防災活動の拠点としての役割を果たすことができる公園

- ・広域避難場所及び後方支援活動拠点としての位置づけを踏まえ、地震等大規模災害発生時に府民の生命を守るため、様々な防災活動の拠点としての役割を果たすことができる公園づくりに取り組んでください。

エ) 北河内の豊かな自然の中で季節を感じる公園

- ・北河内の貴重な自然環境を「見て」、「触れて」、「楽しめる」、豊かな自然の中で季節を感じられる公園づくりに取り組んでください。

オ) みどりのネットワークの核となる公園

- ・本公園を拠点とし、他公園や道路・河川等の都市に残された貴重な自然環境をつなぐことで、みどりの風を感じる、多様な自然の創出に向け、みどりのネットワークの核となる公園づくりに取り組んでください。

4. 防災公園等としての機能

本公園は、大阪府地域防災計画において、災害時における自衛隊、消防、警察など支援部隊の活動の拠点となる後方活動支援拠点として位置づけられ、また「寝屋川市地域防災計画」においては、市街地火災による輻射熱等から住民を守る広域避難場所として位置づけられています。

その他、航空法に基づく「場外離着陸場」（ヘリポート）として第1野球場が位置付けられており、芝生広場が大阪府ドクターヘリ運航に係る「緊急離着陸場」（ヘリポート）と位置付けられています。

災害発生時等においてその機能が適切に発揮され、防災活動が円滑に行われるよう、定期的な警察・消防等関係機関との協議、並びに防災公園としての啓発活動を実施するなど、日常からの協力体制構築、府民啓発に取り組んでください。

5. 自然環境の保全・創出と活用

- ① 「大阪府生き物とふれあえる都市公園計画」における位置付け
 - ・「大阪府生き物とふれあえる都市公園計画」においては、生き物を保全・育成し、自然環境学習活動を行う区域を「自然学習ゾーン」としており、地域の自然環境の保全と創出に努める「保全ゾーン」と効果的に自然環境学習に活用する「活用ゾーン」に細分しています。本公園では打上川西部の区域が「活用ゾーン」となっています。
- ② 北河内の貴重な自然環境の豊かな自然の中で季節を感じられる公園づくり
 - ・細長く起伏に富んだ地形に、竹林や水田、畑地等が残された自然豊かな所で、周辺には、寝屋古墳等の古代の遺跡や昔話で有名な「鉢かづき姫」の屋敷跡等があり、史跡にも恵まれています。このような残された自然と文化を生かし、園内の様々な自然要素を対象とした自然観察会や環境学習など、自然体験型イベントやプログラムの実施・充実に努めています。

6. 業務の特記事項

(1) 行政の福祉化に関する事項

本公園では、清掃業務等において知的障がい者が1名（週の総労働時間 30 時間）従事しています。これらの業務については、契約後も同様の体制を維持して下さい。（当該公園では、指定管理者が直接雇用しております。）なお、現在、週 30 時間以上・各種保険加入の知的障がい者がいることから、同知的障がい者が継続就業を希望する場合には、引き続き週 30 時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持することとします。（雇用方法については別途提案していただきます。）

(2) 追加開設（予定）及び施設改修（予定）に係る事項

- ① 指定管理期間中に本公園の一部区域または施設について、府の施設改修事業により管理業務の内容を見直すことがあります。
- ② 府営公園においては、利用者サービス向上の観点から、民間事業者のノウハウが発揮しやすい公園施設において、民間事業者が公園施設を設置又は管理することで、公園の魅力向上や整備・維持管理コストの縮減を図ることを検討しており、それに伴い指定管理区域や管理業務の内容を見直す場合があります。

(運営管理上の基準と配慮事項)

1. 運営管理上の留意点

寝屋川公園の利用促進を図るため、以下の点に留意の上、運営管理を行うこととします。

- ① 各施設の特性に沿った効率的・効果的な運営管理に取り組んでください。
- ② 利用者が常時、安全・安心かつ快適に、施設や園内の利用ができるように運営管理に取り組んでください。
- ③ 必要な人員（技術職員等を含め）を確保・配置し、適正な運営管理体制を整えてください。
- ④ 利用者（公園隣接敷地の住民等を含む）に対しては、親切・丁寧に対応し、利用者の要望等の把握に取り組んでください。特に、要望等の内容については、利用サービス向上の観点から適切に検討し、適宜、運営管理に反映してください。
- ⑤ 利便性の向上に資する利用サービスを提供するなど、公園の利用促進に取り組んでください。
- ⑥ 指定管理者の収益事業として、様々なイベントや興行等の催しに積極的に取り組んでください。
- ⑦ 各運営管理業務において、必要な各種業務日誌（任意様式又は指定様式）を作成・保管するとともに、必要なマニュアル等を整備し、円滑な運営管理に取り組んでください。

2. 有料公園施設の運営

(利用料金制)

寝屋川公園において利用料金制を導入している施設は次のとおりです。（詳細は条例別表第二参照）

- ・ 駐車場
- ・ 陸上競技場
- ・ スポーツハウス（シャワー）
- ・ 第1野球場
- ・ 第2野球場
- ・ ソフトボール広場
- ・ テニスコート

(オーパス・システム)

寝屋川公園において、オーパス・システムを導入している施設は次のとおりです。

- ・ 第1野球場
- ・ 第2野球場
- ・ ソフトボール広場

3. 食堂及び売店等の運営

(売店)

- ① 府が個人等に直接許可を行っている売店を除き、売店の運営は指定管理者が判断します。
(運営する場合は、許可申請及び使用料の納付が必要となります。)
- ② 寝屋川公園には、次の売店があります。
 - ・ 野球場臨時売店（個人売店）

(自動販売機)

- ① 指定管理者は、売店（指定管理者が運営するものを除く）及び大阪府が公募した自動販売機の管理者が必要とする電気代・水道代等について、個別に協定を結び、私用者負担金として徴収します。

なお、府発注工事に伴い、園内の電気・水道が用いられる場合についても同様とします。

- ②指定管理者は、売店横指定のスペースにおいて、売店機能補完の目的に限り自動販売機を設置することができます。ただし、売店営業時間中の設置に限りします。
- ③自動販売機の設置に伴う空き缶等の清掃については自動販売機設置者が行うものとします。なお、自動販売機の管理者と商品の補充に伴う園内通行や苦情処理等について個別に協定を結び、公園利用者の利便性確保に努めることとします。

(災害対応型自動販売機)

災害対応型自動販売機[管理対象外施設]について、非常時の際は大阪府からの要請に応じ、適切に対応します。また、これに必要な鍵の保管管理を行うとともに非常時におけるフリーバンドの方法について、予め設置者と協議を行います。

4. 運営体制

Ⅰ. 人員配置等に関する特記事項

公園施設の利用日及び利用時間は、府営公園管理要領に定めるほか、以下に示します。

○ 利用日

- ア. 有料公園施設等：原則1月4日から12月28日まで
- イ. 駐車場（常設）：原則1月4日から12月28日まで
- ウ. 売店：随時

○ 利用時間

- ア. 有料公園施設等：原則9時～17時

※有料公園施設では、府と指定管理者との協議により、施設と時期を定め、早朝貸出(午前7時から)やタイム7(19時まで)による貸出を行っております。

- イ. 駐車場（常設）：0時～24時
- ウ. 売店：随時

(1) 職員の配置について

- 指定管理業務を行うにあたり、府民サービスの維持と来園者の安全・安心を確保し、業務を円滑に進めるため、必要な人員を配置してください。
- 寝屋川公園に配置している現行の職員の人員配置は以下の表に示すとおりです。
 - ※表に記載していない駐車場・売店等の運営に係る職員については、指定管理者の責任において必要な人員を配置しています。
 - ※また、本表には、清掃業務、警備、除草や樹木管理等の植物管理、スポーツ施設や遊具等の維持管理、巡視点検に連動した施設補修業務等の管理作業に必要な人員は含まれていないので、別途、指定管理者の責任において業務履行体制を確保しています。

現行の職員の配置人員数 一覧表

責任者	事務所職員	窓口施設職員	巡視点検職員	合計
1人	2人/日程度	3人/日程度	3人/日程度	9人/日程度

- ただし、本表は平成28年4月の現行30日間の体制を人数に換算したものであり、各日の予想来園者数や行事内容に合わせ、ゴールデンウィーク期間等の繁忙期においても府民サービスが低下しないよう、指定管理者の責任において必要な人員（注1）を配置しています。
- また、早朝貸出やタイム7の際は、別途、当該業務が円滑に遂行できる人員を配置しています。

○特に南地区周辺道路においては、路上駐車等の違法行為に対する巡回を行っています。(AM・PM 各1回)

注1) ・繁忙期における人員配置の実績は、概ね以下の状況となっています。

責任者	事務所職員	施設窓口職員(施設受付を含む)	巡視点検職員	合計
1人/日	3人/日程度	4人/日程度	6人/日程度	14人/日程度

(2) 職員の業務内容について

○寝屋川公園に常時配置される職員は、以下に示す業務を誠実に遂行してください。

【責任者(総括管理責任者及び副総括管理責任者)の業務内容】

- ・指定管理業務の総括

【事務所職員の業務内容】

- ・公園総合案内(窓口、電話等による施設内容、利用料金、交通手段、行事等の案内)
- ・ボランティアとの協働事業の推進
- ・施設や園地における大会使用等の調整
- ・許可申請対応(行為許可、占用許可等の各種申請の処理)
- ・来園者や周辺住民からの各種要望、苦情への対応
- ・新規サービスの企画・立案、調整
- ・維持管理、運営管理作業の指示、連絡調整
- ・緊急時の対応(警察、消防等の関係機関への通報、連絡調整)
- ・放送業務 他

【施設窓口職員(施設受付を含む)】

- ・公園総合案内(窓口、電話等による施設内容、利用料金、交通手段、行事等の案内)
- ・許可申請対応(行為許可、占用許可等の各種申請の受付、処理)
- ・有料運動施設の受付、料金徴収
- ・オーパス予約システムの運用
- ・施設状況、利用状況の確認
- ・利用調整(雨天時の連絡調整等を含む)
- ・ボランティアとの協働事業の推進
- ・施設や園地における大会使用等の調整
- ・来園者や周辺住民からの各種要望、苦情への対応
- ・緊急時の対応(警察、消防等の関係機関への通報、連絡調整)

【巡視点検職員の業務内容】

- ※巡視点検は、管理要領に定められた事項に留意の上、2名1班で、徒歩により実施することを基本とします。ただし、現場状況により徒歩だけでの実施が困難な場合は、移動手段として一部、自転車等との併用も可とします。
- ・来園者数、施設利用状況等の把握
 - ・利用者の違法行為や迷惑行為に対する利用指導
 - ・危険物の放置、挙動不審者、トラブル発生の有無の確認と初期対応(関係機関への通報等)

- ・公園入口、園路、広場、ゲート、柵、遊具施設、休憩所、便所、電気給排水設備、樹木、植樹帯、池等の各種施設の状態把握・点検（危険箇所や不良箇所及びその原因となる事象の早期発見、施設補修職員への連絡等）
- ・各所水道メーター等の検針（漏水箇所の早期発見）
- ・不法占用、不法使用等の排除措置（公権力の行使を伴わないもの）
- ・火災、盗難等の非常事態が発生する恐れがある場合や発生した場合の関係機関への通報
- ・迷子への対応（事務所への連絡等）
- ・来園者からの問い合わせへの対応（施設内容・行事案内等）
- ・巡視点検日報の作成
- ・補修必要事項、補修履歴の記録 他

（参考）施設補修等の維持管理業務要員の配置

公園を安全で快適な状態を保つためには、以下のような施設補修等の業務が必要になることから、指定管理者の責任において必要な能力を有する人員配置や資機材を確保し、適切に施設補修等を行ってください。

-施設補修職員等の業務内容-

- ・公園入口、園路、広場、ゲート、柵、遊具施設、休憩所、便所、電気給排水設備、樹木、植樹帯等の各種施設に異常や不具合があった場合の初期対応（立ち入り禁止措置、応急処置、関係機関との調整等）
- ・日常的な下枝の排除、砂場の掻き起こし等による安全確保作業
- ・日常的な園内の清掃・除草や花壇管理等の美観維持作業
- ・便所消毒等の衛生管理作業
- ・消耗部品の交換や施設補修（補強、塗装等）、施設の汚損除去、側溝・集水桝・排水管施設の日常的な清掃等による施設長寿命化
- ・有料施設の清掃、整地等の簡易な維持管理作業
- ・緊急の樹木伐採・撤去や病虫害防除等の緊急対応作業
- ・その他、上記以外の園内の施設及び植栽の保全作業 他

（３）常時配置すべき職員の最低限のポスト数について

○指定管理業務を行うにあたり、来園者の安全・安心を確保するため、寝屋川公園に常時配置すべき職員の最低限のポスト数は、以下の表の通りです。

寝屋川公園に常時配置すべき職員の最低限のポスト数 一覧表

責任者	事務所職員	施設窓口職員（施設受付を含む）	巡視点検職員	合計
１Ｐ	１Ｐ	２Ｐ	４Ｐ	８Ｐ

注１）ポスト数の考え方は以下のように定義します。

「１ポスト」とは、「１月４日から１２月２８日までの毎日、サービス提供に必要な勤務時間内に、常時１名を配置すること」を指します。

※府民の窓口となる管理事務所等の開設時間は、少なくとも9時から17時45分までとなっていることから、この時間帯を基本に常時配置することとし、来園者や施設使用者の利用状況等に合わせ、時間帯のスライド等を行うことは可能なものとします。

※「ポスト」は、以下「P」と表記し、ポストと呼称します。

※Pと雇用の関係は、例えば2Pの配置は、3名の雇用（「5日/週」勤務として）に概ね相当します。

【参考】週当たりの延べ勤務時間換算による大まかな比較

2Pの配置⇒約112時間/週（2P×7日/週×8時間/日）

3名の雇用⇒約120時間/週（3名×5日/週×8時間/日）

○本ポスト数は、閑散期においても確保すべき最低数を示したものであり、通年の運営に当たっては、上記（１）職員の配置について、（２）職員の業務内容についてを考慮し、指定管理者の責任において必要な人員を配置してください。

○応募様式「管理体制計画書」において「常時配置すべき職員の最低限のポスト数」が満足しない場合は失格となります。

（４）夜間警備について

○寝屋川公園においては、深夜から早朝までの間の打ち上げ花火や、公園周辺に集まる人々の騒音等による、周辺住民への迷惑を防止するために夜間警備を実施してください。

○警備員1名 PM9：00～AM5：00

＊休日（土・日・祝）の前日及び夏休み期間を対象とします。（延べ約150日）

○標準的な巡回エリア（寝屋川公園南地区全域・中央広場・時計塔広場・第2駐車場など）

（５）違法駐車対策

○公園周辺道路における違法駐車対策として、必要に応じて巡視時等にビラ配布など啓発活動に努めてください。

（６）現行（平成28年4月）の職員体制（寝屋川公園）

区分	役 職	担当業務内容	雇 用 形 態			職員の年 齢 層	1週間の勤務 時間
			正規	嘱託	パート		
事務所人員	所長	総括管理責任者	○			40	40
	従業員1	維持管理・運営管理責任者	○			30	40
	従業員2	事務・広報・ボランティア		○		60	40
	従業員3	事務・維持管理			○	60	24
	従業員4	事務・イベント			○	50	24
	従業員5	事務・イベント			○	40	24
	計						192
事務所受付 人員	従業員6	受付・窓口対応			○	50	24
	従業員7	受付・窓口対応			○	40	24
	従業員8	受付・窓口対応			○	60	24
	従業員9	受付・窓口対応			○	40	16
	計						88
クラブハウス受付 人員	従業員10	受付・窓口対応			○	50	24
	従業員11	受付・窓口対応			○	40	24
	従業員12	受付・窓口対応			○	60	24
	従業員13	受付・窓口対応			○	40	16
	計						88
維持管理業務 人員	従業員14	巡視・施設管理		○		60	40
	従業員15	巡視・施設管理		○		60	40
	従業員16	巡視・施設管理		○		50	40
	従業員17	巡視・植物管理・ボランティア		○		60	40
	従業員18	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員19	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員20	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員21	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員22	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員23	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員24	巡視・施設管理			○	60	24
	従業員25	巡視・施設管理			○	60	16
	計						344
駐車場 人員	従業員26	駐車場管理			○	60	24
	従業員27	駐車場管理			○	60	24
	従業員28	駐車場管理			○	60	24
	従業員29	駐車場管理			○	60	24
	計						96
園内及びトイレ清掃 人員	従業員30	園内清掃(知的障がい者)			○	58	30
	従業員31	園内清掃			○	60	24
	従業員32	園内清掃			○	60	24
	従業員33	トイレ清掃			○	60	24
	従業員34	トイレ清掃			○	60	18
	計						120

(7) ローテーション表 (平成 28 年 4 月 寝屋川公園)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	月計
	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	
所長	○	○	○		○			○	○	○		○		○	○	○	○		○	○			○	○		○	○		○	○	20
従業員1	○		○	○		○	○			○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○			○	○	○	19
従業員2	○		○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○				○	○		○	○			○	○	20
従業員3	○							○			○			○	○			○				○			○			○	○		11
従業員4		○	○			○		○	○	○			○	○		○			○		○			○	○		○	○	○	○	15
従業員5	○			○	○		○				○	○			○		○	○		○		○	○		○	○				○	15
従業員6		○		○		○				○		○		○		○							○		○				○		12
従業員7			○				○		○		○		○		○	○				○			○	○			○				11
従業員8		○	○		○		○		○								○		○			○				○		○	○		11
従業員9	○		○					○		○							○							○					○	○	8
従業員10		○	○		○		○		○		○			○			○		○	○					○		○		○		13
従業員11		○		○			○	○		○	○				○	○			○		○				○			○	○		13
従業員12	○				○				○	○		○		○			○	○				○	○					○		○	12
従業員13			○			○							○			○	○			○				○		○			○	○	11
従業員14	○	○	○	○		○		○		○	○		○		○		○	○		○		○	○		○		○		○	○	19
従業員15	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○			○	○		○	○	○	○		20
従業員16	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	21
従業員17	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		20
従業員18	○		○				○					○		○				○		○		○		○	○	○	○				11
従業員19		○					○		○					○	○			○		○	○				○	○			○		11
従業員20				○		○					○	○					○		○		○			○	○		○	○			11
従業員21	○				○		○				○	○				○				○		○			○			○	○		10
従業員22			○		○		○			○					○		○				○	○		○			○				10
従業員23	○				○			○					○	○		○		○	○			○				○					10
従業員24				○					○			○									○			○		○		○	○		8
従業員25				○	○							○	○						○		○							○			7
従業員26	○		○	○				○	○			○				○	○		○				○		○			○	○		13
従業員27		○	○				○		○	○	○				○		○				○			○	○				○		12
従業員28			○			○			○	○				○			○				○			○	○		○		○	○	12
従業員29		○			○					○			○			○	○	○		○				○		○			○		11
従業員30	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○			20
従業員31	○			○		○	○	○																				○	○		13
従業員32	○			○		○		○		○			○		○			○		○		○			○		○		○		13
従業員33	○			○		○		○			○		○		○			○		○		○			○		○		○		13
従業員34	○			○		○		○		○			○		○			○		○		○			○		○		○		13
計	20	12	16	17	13	16	13	18	14	17	16	12	18	14	19	14	15	20	13	18	11	20	13	14	19	13	16	14	20	13	469

5. 園内の利用活性化

寝屋川公園では、公園の利用促進や利用者満足度の向上を目的として、様々なテーマ（健康づくり、魅力アップ、北河内の歴史文化の発信、環境学習、地域協働等）のイベントやプログラムなどを実施しており、指定管理者は、現行の取組み実績や本公園の「管理運営の基本事項」や「運営管理の留意点」などを踏まえ、積極的に公園の特性を活かした利用促進に取り組めます。

また、公園に定着している持込みイベントやスポーツ施設の大会利用なども多数あることから、これらのイベント等の実施に向けて協力を行うこととします。

*参考として現行の利用状況やイベント等の実績を示します。なお、運営管理に当たっては、現行と同等以上の利用活性化を図るとともに、利用者満足度の向上に努めてください。

〈来園者数〉 (人)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
589,000	645,000	686,000	689,000	732,000

〈園内のイベント等の利用促進の取組み実績〉

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
各種イベント	件数	20	24	44
	参加者数 (人)	1379	1223	2180

寝屋川公園を代表するイベント等（持込みイベント含む）

- ・公園でからだにいいこと DAY
- ・つくってあそぼ！
- ・秋の夜空を観察しよう！
- ・寝屋川公園フェスティバル
- ・もちつき大会
- ・スロージョギング教室
- ・バッタの運動会
- ・ピラティスとノルディックウォーキング教室
- ・ポール day ウォーク

〈施設別利用実績〉

別添資料「施設利用実績調べ」を参照

〈利用者満足度の実績〉

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者満足度	満足 (%)	14	9	15
	やや満足 (%)	21	19	22
	やや不満 (%)	11	8	4
	不満 (%)	3	1	0
	分からない (%)	51	65	59

6. ボランティアとの協働事業の推進

府営公園では、様々な方々が公園ボランティアとして活動されており、指定管理者は府民との協働による公園管理の推進に努めてください。なお、府民協働の推進にあたっては、府営公園管理要領及び同要領添付資料の定めを遵守してください。

寝屋川公園における現行のボランティア活動状況は下表のとおりであり、指定管理者は、現行のボランティア活動が活性化（活動内容の充実、会員の増加や更新、活動満足度の向上など）するよう運営管理に努めなければなりません。

寝屋川公園で活動するボランティア団体一覧

平成 28 年度

公園名	ボランティア団体名	活動内容	活動頻度・時間	登録者数
寝屋川公園	はなかずき	管理事務所が行う花壇管理作業のサポート	毎週金曜日	24
寝屋川公園	寝屋竹輪会	寝屋川公園の竹林管理	毎週水曜日	12
寝屋川公園	寝屋川公園・自然の会	自然をテーマにし、家族で参加できる各種イベントを開催	月 1～2 回	8

7. 運営管理上の配慮事項

(1) 交通整理員の配置について

- 駐車場入口外周部での安全で円滑な車両誘導及び公園周辺の路上駐車対策等（寝屋川市道東太秦打上線ほか）を行うため、主に行楽シーズンの土曜、日曜、祝祭日に、必要となる交通整理員を十分に配置して管理運営を行ってください。
- なお、各日の予想来園者数や行事内容に合わせ、必要に応じて標準配置を上回る体制を組むなど、指定管理者の責任において車両誘導及び路上駐車対策に万全を期すこととします。
- 交通整理員の配置（年間の交通整理員の配置数は延べ約 170 人）を行ってください。

(2) バーベキュー広場について

現在、バーベキュー可能エリアは、芝生広場（約 9,500 m²）に指定しています。

(3) 運動施設の活性化について

寝屋川公園内の施設を多目的に活用した事業を行います。

施設の概要、利用方法、利用時間、利用時間等を記載した HP やパンフレットを作成するなど、広報に努めてください。

(4) ホームレスの対策について

ホームレスが起居の場所として使用し、一般の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、関係機関と協力して必要な措置を取ることとします。

(5) 寝屋川支援学校の学校運営に資する行事による第 1 駐車場の目的外使用について

寝屋川公園第一駐車場については、障がい者教育を担う教育行政への協力として、隣接する寝屋川支援学校の学校運営に資する行事で使用する場合に限り、駐車場の使用を認めます。この時、利用料は免除します。なお、詳細の取り扱いについて、指定管理者と寝屋川支援学校間において使用協定を締結します。

(6) 運営管理事項の整理

○台帳更新情報の提供

指定管理者は、土木事務所が貸与する遊具、門扉、照明灯、サイン等の台帳について、修繕等の履歴、内容更新に必要な情報を毎年度末、土木事務所に提供してください。

○指定管理にかかる情報の提示

指定管理者は、事業報告書への記載事項以外に、指定管理期間内に蓄積したデータや管理実績、来園者や地域住民等との調整事項等について、指定管理期間完了時に土木事務所に提出及び報告してください。

(維持管理上の基準と配慮事項)

1. 維持管理上の留意点

寝屋川公園の安全・安心、快適な利用環境を維持するため、以下の点に留意の上、維持管理を行うこととします。

- ① 施設の特性に沿った効率的・効果的な維持管理に取り組んでください。
- ② 利用状況や利用者ニーズなどを踏まえた維持管理に取り組んでください。
- ③ 施設の長寿命化に資する維持管理に取り組んでください。
- ④ PDCAサイクルによる維持管理に取り組んでください。
- ⑤ 必要な人員（技術職員等を含め）を確保・配置し、適正な維持管理体制を整えてください。
- ⑥ 寝屋川公園の立地特性（丘陵地帯で地形は起伏が多く変化に富む）を踏まえた景観形成（法面花壇など）に取り組んでください。
- ⑦ 昆虫、野鳥等の生育に配慮した、生き物の生育空間の形成に取り組んでください。

2. 一般園地管理業務

(1) 植物管理業務

1) 留意事項

植物管理業務に関しては、以下に示す寝屋川公園の特性を踏まえて、植栽機能を発揮させ、かつ園内利用や施設利用に支障が出ないよう、良好な景観づくりのための維持管理を行うこととします。

ア. 寝屋川公園の地域一帯は生駒山麓の丘陵地帯であり、地形は起伏が多く変化に富んでおり、スポーツ施設周辺も樹林などを織り込んだ変化に富んだ景観となっています。地形を生かし、緑に囲まれた快適な憩いの場である広場、法面花壇など、市街地における緑や花の景観の視点場となっています。

園地の植物管理にあたっては各区域の景観特性を理解して植物管理を行ってください。

イ. 細長く起伏に富んだ地形に、竹林や水田、畑地等が残された自然豊かな箇所が点在するため、適正かつ計画的な草地管理を行ってください。

- ウ. 生育不良木について生育不良要因を特定し、対策を検討するための調査（土壌分析や透水試験等）を行ってください。
- エ. ナラ枯れ樹木について毎年、樹木調査（虫侵入跡・枯木等等）を行ってください。

2) 管理基準の概要

「維持管理対象数量表」に記載された数量を参考に、除草区域図・花壇区域図等において示す区域等について「府営公園管理要領」別表2に示す標準管理内容と同等以上の管理を実施することとします。

応募時に提出する「事業計画書」に示す、植物管理に関する基本方針に沿った、具体的な維持管理計画について「維持管理計画書（植物管理）」として取りまとめ、毎年度提出する「実施計画書」に含めて提出してください。

① 草地管理

公園は堤防に囲まれた地形的特徴から階段状の細园路が多数存在するため、来園者の通行に危険のないよう、細园路付近のこまめな除草を実施してください。

② 芝生管理

芝生管理は、Ⅱ施設管理業務において示す「運動施設芝生維持管理」及び「維持管理対象数量表」に記載された数量を参考に実施してください。

③ 樹木管理

ア. 剪定は、公園全域を施工対象範囲とし、「資料編 維持管理対象数量表」に記載された数量を参考とし実施してください。

イ. 薬剤散布は、公園全域を施工対象範囲とし、必要に応じて適宜実施してください。

特にサクラなど害虫が発生しやすいことから、適宜、発見次第、速やかに処置して被害拡大を防いでください。

④ ナラ枯れ対策

ア. 寝屋川公園では近年ナラ枯れの被害が発生しています。被害による枯死木が発生した場合、落枝や倒木の危険があるため、ナラ枯れ被害対策を実施してください。

イ. 指定管理者は下記のようなナラ枯れ対策を実施してください。

- ・行政や研究機関等と連携を図り、情報の共有を図ってください。
- ・踏査等により、被害状況の把握を行い、土木事務所に報告してください。
- ・ナラ枯れ調査の結果、要処理木（早急に処理の必要があるナラ枯れ木）については、指定管理者が処理してください。

ウ. ナラ類の大径木化を防ぐため萌芽・更新を目的とした伐採や、樹幹注入等による予防など、ナラ枯れの予防対策についての検討・実施をしてください。

⑤ 竹林管理

竹林の適正な管理を実施してください。

竹柵管理として老朽化している既存竹柵を、伐採した竹を活用して設置してください。

⑥ 剪定枝リサイクル工

樹木剪定後の処分枝等をリサイクルすることを目的とし、「資料編 維持管理対象数量表」に記載された数量を参考とし実施してください。

⑦ 草花管理

草花管理は、「維持管理対象数量表」に記載された花壇について、四季を通じて常に美しく鑑賞できるように管理してください。

植付け株数は44株/m²を標準とし、植物の種類に応じて設定します。原則、土が見えないよう

花壇全体を植物が覆うものとします。単一種の植栽でなく、季節毎に花壇デザインを変化させてください。

(2) 清掃業務

大阪府は、将来計画として「公園内ゴミ箱ゼロ」を目指しています。本公園では、ゴミ箱の全撤去に向けて、平成15年から「ゴミ箱のステーション化」に取り組んでおり、イベント時におけるマナーアップキャンペーンや園内放送によるゴミ持ち帰り運動への協力を促す取り組みなどを実施しなければなりません。

1) 留意事項

- ア. 園内清掃及び便所清掃は来園者に不快感を与えないよう常に綺麗な状態を維持するよう努めてください。
- イ. 行楽シーズンなどゴミが多く発生する期間や場所については別途体制をとり対処してください。

2) 管理基準の概要

園内清掃及び便所清掃は「資料編 維持管理対象数量表」に記載された数量を参考に、園内清掃区域図・便所清掃位置図において示す区域・箇所について「府営公園管理要領」別表2に示す標準管理内容と同等以上の管理を実施することとし、応募時に提出する「事業計画書」において、清掃に関する基本方針を記載してください。

また、具体的な清掃計画について「維持管理計画書（清掃）」として取りまとめ、毎年度末に提出する「事業実施計画書」に含めて提出してください。

3) その他

- ア. 不法投棄された家電リサイクル四品目（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコン）については、発見ししだい直ちに回収し、関係法令に基づき適正に処分してください。
- イ. 便所清掃において、夏の期間（7月から9月の3ヶ月間）は、下記内容により0-157対策として清掃の都度、消毒を行なってください。
 - ・消毒は塩化ベンザルコニウムを有効0.2%以上になるように希釈し、散布してください。
 - ・散布量は1㎡当り、30リットルを標準とし、手洗い、便器、床面、手摺、ドアノブ、内壁高さ約1.5mを対象に手動噴霧器を使い、ムラの無いように散布してください。
 - ・消毒作業中及び乾くまで便所の使用は禁止し、作業後も溶液の取り扱いには十分注意してください。

3. 施設管理業務

1) 留意事項

- ア. 各施設における施設管理に関しては、この「寝屋川公園管理マニュアル」および「府営公園管理要領」によるものとします。
- イ. 公園利用者が安全・快適に公園を利用できるように、建物、工作物、設備等の施設を効率的かつ経済的に管理を行ってください。
- ウ. 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理を行ってください。

- エ. 日常及び定期的な施設の点検と補修、機器等の正しい運転、清掃などの保守管理を行ってください。
- オ. 施設の管理運営をする上で必要と判断される備品や作業機器のうち、別添資料編の「貸与物品一覧表」に示す以外のものについては、すべて指定管理者が準備してください。
- カ. 施設の維持管理上発生する廃棄物（残土含む）については、関係法令等を遵守の上、指定管理者で適切に処理してください。
- キ. 寝屋川公園の立地特性を踏まえた、施設の長寿命化に資する維持管理に努めてください。

2) 管理基準の概要

公園施設の管理方法等については、大阪府都市公園条例、大阪府都市公園施行規則及び府営公園管理要領等に定めるものの他、以下の各項のとおりとします。

指定管理者は、府営公園管理要領及び、下記により施設の管理を行うものとします。

① 公園管理事務所

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
管理事務所	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	建築仕様等は参考資料編を参照
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・公園利用の窓口として、利用者の方が快適にすごせるよう、明るく、清潔に保ってください。
- ・管理事務所棟内には、大阪府（枚方土木事務所）が水防業務等で使用するスペースがあります。また、建物の夜間時等の警備は大阪府が機械警備の契約を行い、必要な鍵等を指定管理者へ貸与します。

② 駐車場

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
駐車場	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	機器仕様等は参考資料編を参照
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

駐車場出入口等の歩行者の安全確保、駐車場付近の不法駐車等の注意指導を行ってください。

③ 売店

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
野球場臨時売店	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	建築仕様等は参考資料編を参照
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・食品の適切な保管などの衛生管理に努め、利用者に安全な食品を提供しなければなりません。

④ 運動施設管理棟

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
第一野球場管理棟	【日常管理】	・府営公園管理要領によります。	建築仕様等は参考資料編を参照
テニスコート管理棟	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・建物の夜間時等の警備は大阪府が機械警備の契約を行い、必要な鍵等を指定管理者へ貸与します。

⑤ 園路

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
園路	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・園内では、排水機能が低下している箇所が見受けられることから、集水桝及びその周辺の土砂やゴミ、落葉などをこまめに除去するなど、排水施設の機能支障（流入によるつまり等）の未然防止に努めてください。
- ・老朽化によるクラックが、樹木の成長にともなる根上がりなども見受けられることから、通行に支障となる部分については、適切に、修繕を行うこととします。なお、土木事務所の計画的な園路の改修・更新などを踏まえて修繕の方法や範囲などについては、土木事務所と協議の上、決定してください。

⑥ 児童遊戯場(南地区)

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
児童遊戯場	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。 ・毎日日常巡視の中で異常の有無を確認 ・事故等が起きた時は類似事象の未然防止のため臨時点検を実施（随時）	
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。 ・月1回定期点検 ・年1回精密点検（専門有資格者による点検）	

[その他特記]

- ・ターザンロープは、ワイヤーの損耗、ローラーの回転不良などに特に注意するなど、遊具の特徴に応じたウィークポイントを整理し、日常点検や定期点検などを実施してください。
- ・その他、常に、日常点検等の各種点検結果や利用状況、事故事例などをもとに、必要に応じた点検ポイントの見直しを行うとともに、消耗部材の交換時期や修繕のタイミング・範囲などを適切に判断し、遊具の安全な利用に資する維持管理に取り組んでください。

⑦ 運動施設

1) 留意事項

府営公園管理要領等に定める他、以下の点に留意して維持管理を行ってください。

- ア. 現在の指定管理者が行っている自主事業で、施設の利用促進や利用サービスの向上に寄与してい

るものについては、継続して実施してください(各種スポーツ教室など)。なお、運営にあたっては、許可申請及び使用料を納付してください。

〔グランド・コート維持管理〕

1. 維持管理業務を行うものは、下表のとおりとします

公園名	施設名	箇所	舗装	管理区分	面積(㎡)
寝屋川公園	テニスコート	No.1～No.6 No.14～No.15	砂入り人工芝		5297.0
		No.7～No.13	〃		4553.1
		壁うちコート	〃		286.8
	第1野球場	内野	黒土	A	3265.5
		外野フェンス際	人工芝	B	924.9
	第2野球場	内野	真砂土	A	2655.3
		ブルペン	真砂土	C	804.4
	陸上競技場	トラック	真砂土	B	4003.1
		内円	真砂土	C	2943.7
		幅跳び走路	真砂土	C	214.2
		外周部	真砂土	C	2753.8
		砂場	砂		42.5
	ソフトボール広場	全域	真砂土	B	7355.7

2. 業務内容は「府営公園管理要領」及び同要領別表2の標準管理内容によるものとします。

〔運動施設芝生維持管理〕

1. 維持管理業務を行うものは、下表のとおりとします。

公園名	施設名	箇所	芝種	面積(m ²)
寝屋川公園	第1野球場	外野	ティフトン芝	8,600
	第2野球場	外野	高麗芝	7,028
	陸上競技場	トラック内部	高麗芝	8,173

2. 業務内容は「府営公園管理要領」及び同要領別表2の標準管理内容によるものとします。

1) 刈り込み

(a) 刈高は、原則 20～30mm とします。

(b) 一度の刈り込み葉の 30%・草丈の 1/3 程度までとし、刈り込みすぎる事がない様にしてください。(刈高 30mm の場合、草丈が 45mm になる前に刈り込みをする必要があります。)

(c) 年度内最後の刈り込みは刈高をやや高めに設定してください。

2) サッチ除去

(a) 刈り込み後にサッチ(刈草)を除去してください。

3) 除草

(a) 点検のさい、株の目立つものは常に取り除いてください。

(b) 年に1回、夏の施肥前に全面人力除草を行ってください。

4) 施肥

(a) 肥料むらが出ないように均一に散布してください。

(b) 肥料散布後に灌水を行ってください。

5) 目土散布

(a) 芝生更正工を行った場合は、更新後に必ず行ってください。

(b) 目土厚は 3mm とする。また、不陸の無いよう散布してください。

6) 芝生更生工

(a) エアレーション又はエアロバイブレーター等により 1 回当たり2回掛け作業を実施し、作業により掘り起こされる土等は敷き均してください。

7) エッジ処理

(a) 芝生が他の構造物・舗装などへ生長するのをカットし、境界をはっきりさせてください。

(b) 土舗装との境界については、不陸を修正してください。

8) 整備に伴い発生する雑草・刈草などは適正に処分してください。

3. 管理範囲にある以下の施設については、日常のメンテナンスにおいて清掃や修理を行ってください

- 1) 管理内にあるスプリンクラー・散水栓などの各種設備
- 2) 貸与している備品

⑧ トリムコース

「府営公園管理要領」の別表3に示す「大阪府営公園 公園施設安全管理要領」を踏まえて、日常点検、定期点検、精密点検、臨時点検を適切に実施し、遊具利用時の安全を確保してください。

⑨ 親水施設(中央広場)

施設	数量等	管理水準		備考
		区分	内容	
噴水〔太陽の広場〕	耐震性４０ｔ級ピット	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	噴水ノズル φ17mm×72本	【定期管理】	・定期水質検査は、府営公園管理要領によります。 ・年１回、保守点検を実施。ポンプ、制御盤の異常確認、清掃、潤滑油の補給を行ってください。	
	噴水ポンプ 3.7KW×18台（外輪用）			
	2.2KW× 6台（内輪用）			
	濾過機送水ポンプ 1.5KW× 1台			
ポンプピット排水ポンプ 0.4KW× 1台				
噴水 〔インフォメーション・カスケード〕	耐震性２０ｔ級ピット	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	樹氷噴水ポンプ 7.5KW× 1台	【定期管理】	・定期水質検査は、府営公園管理要領によります。 ・年１回、保守点検を実施。ポンプ、制御盤の異常確認、清掃、潤滑油の補給を行ってください。	
	濾過機送水ポンプ 1.5KW× 1台			
	ポンプピット排水ポンプ 0.4KW× 1台			

〔その他特記〕

- ・水面の浮遊ゴミ、藻の除去を行い、親水空間の美観維持に努めてください。併せて水草についても除去を行い、水質の維持に努めてください。
- ・除去した浮遊ゴミ等は、十分に水切りを行い、処分については土木事務所と協議してください。
- ・除去した浮遊ゴミ等運搬の際には、園路等を汚さないように注意し、万一汚した場合は速やかに清掃してください。

調査箇所(予定)

- ・ 寝屋川公園 中央広場(噴水)
中央広場(カスケード)
エントランス水景(壁泉)

合計3箇所

但し、検査箇所内の検体採取位置については、大阪府と協議の上、決定するものとします。

点検報告

点検結果は点検報告書に記載し、保存してください。

【調査結果報告】について

- 1) 調査結果報告については、結果が出次第速やかに大阪府に下記の項目を明記した報告書を提出してください。

(項目)

- ① 依頼者の住所及び名称
- ② 採取者
- ③ 試料名
- ④ 受付日
- ⑤ 採取日
- ⑥ 気温・水温・天候
- ⑦ 試験検査項目
- ⑧ 試験検査期間
- ⑨ 試験検査結果
- ⑩ 試験検査方法
- ⑪ 採水時間
- ⑫ 試験検査責任者
- ⑬ 検査機関の所在地

※報告書には必ず検査機関の名称及び代表者名を明記し、代表者印等を押印すること。

- 2) 写真撮影について

採水状況が判断出来る写真及び、検査方法が判断出来る写真を提出してください。

尚、撮影頻度については、大阪府の指示によります。

⑩ 消防設備

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
消防設備	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	対象数量等は、参考資料編の別紙「電気・消防設備点検対象数量表」を参照
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・園内に消火器が26個あるが、これらは耐用年数を超過すると交換する必要があることから、耐用年数超過消火器については、適切に交換してください。
- なお、平成30年度～平成34年度の間に交換が必要な消火器は16個あります。

⑪ 給水設備

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
給水設備	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・園内に便所が陸上競技場併設を含め9箇所あり、各便所には水道使用量を計測する水道メーターが設置（園内全14個親メーター含）されており、これらは耐用年数8年を超過するまでに交換する必要があることから、耐用年数超過メーターについては、適切に交換してください。なお、平成30年度～平成34年度の間に交換が必要な水道メーターは4個あります。
- ・地中に設置されている給水関連（止水栓、量水器等）ボックスについても良好な状態を保つよう、日常的に清掃及び点検を行い適切な維持管理に努めてください。特に梅雨、台風等の降雨量の多い時期、冠水後には必ず清掃、点検を行ってください。

⑫ ガス設備

施設	数量等	管理水準		備考
		区分	内容	
ガス設備 (スポーツハウス) (第1野球場)	コインシャワー更衣室: 2基	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	コインシャワー更衣室: 2基 瞬間湯沸器 LPガス用 4.95kg/h 2基	【定期管理】	・年1回、保守点検を実施してください。	

[その他特記]

- ・本設備は有料施設であることを踏まえ、日常的に周辺の清掃や機器の動作確認等を行い、良好な状態を保つよう、適切な維持管理に努めてください。

⑬ 排水施設

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
排水施設	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

[その他特記]

- ・排水機能の保全のため、日常的に側溝、集水桝は定期的に清掃及び点検を行い、良好な状態を保つよう、適切な維持管理に努めてください。特に梅雨、台風等の降雨量の多い時期、冠水後や落葉の多い時期には必ず清掃、点検を行ってください。

⑭ 下水道設備

施設	箇所	数量等	管理水準		備考
			区分	内容	
下水道設備		排水ポンプピット	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

〔その他特記〕

- ・ポンプピットは定期的に清掃及びポンプの点検を行い、適切な維持管理に努めてください。
治水緑地機能の保全のため、梅雨、台風等の降雨量の多い時期の前には必ず行ってください

⑮ 電気設備

施設	管理水準		備考
	区分	内容	
電気設備	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	対象数量等は、参考資料編の別紙「電気・消防設備点検対象数量表」を参照
	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

(照明灯状況)

作動方式	点灯時間	灯数	対象地区
デイルイト	一定照度以下の時間帯	17	南地区
デイルイト＋タイマー	日の出、日没時間を基に設定	188	中地区、南地区
合 計		205	

〔その他特記〕

- ・定期点検、清掃等を実施すると共に適切な維持管理に努め、常に安全使用の確保を図ってください。特に、電気事業法等により義務付けられている点検・届け出等を、電気工作物設置者である大阪府に代わって必ず実施し、監督所管庁の検査・確認を受けてください。
- ・球切れ、安定器の交換等を適切に行い、後日、結果を土木事務所に報告してください。
作業内容は別紙「府営公園管理要領」及び「電気・消防設備点検対象数量表」によるものとします。
- ・照明灯、便所照明については月1回夜間点灯調査を行ってください。
- ・園内には使用電力量を計測するメーターが設置（園内全10個）されており、これらは耐用年数10年を超過するまでに交換する必要があることから、耐用年数超過メーターについては、適切に交換してください。

⑯ 空調設備(建築物付属)

施設	箇所	数量等	管理水準		備考
			区分	内容	
空調設備(エアコン)	管理事務所 スポーツ	3基	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	

	センター	4 基	【定期管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	(合 計)	7 基	3 か月/1 回 年 1 回	※改正フロン法に基づく点検 簡易点検 定期点検	
		業務用			

⑪ スコアボード(野球場)

施設	箇所	数量等	管理水準		備考
			区分	内容	
スコアボード	第 1 野球場	1 基	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	第 2 野球場	1 基 磁気反転式	【定期管理】 年 1 回	製造メーカーによる保守点検 機能検査：反転パネル等動作確認 配線検査：各コネクタ接続等確認 電気性能：電圧測定 外観検査：内外部の損傷確認	

⑫ 通信情報設備(園内放送)

施設	箇所	数量等	管理水準		備考
			区分	内容	
園内放送	アンプ・スピーカー		【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。	
	(事務所)	120W・1 基 60W・1 基	【定期管理】 年 1 回	製造メーカーによる保守点検 機能検査：放送機器等動作確認 配線検査：内線回路の抵抗値等確認 電気性能：出力電圧測定 音声検査：音声部分等の劣化確認	
	(B 地区)	30W・3 基			
	(C 地区)	30W・2 基			

⑬ 防災関連施設

施設	箇所	数量等	管理水準		備考
			区分	内容	
非常用 発電装置	第 2 駐 車場	1 基 12.3KVA	【日常管理】	・大阪府営公園施設安全管理要領によります。 ・別添の保守基準表によります。	
	中央広 場北	1 基 13.5KVA	【定期管理】	・別添の保守基準表によります。	
	公園事 務所駐 車場	1 基 13.5KVA		・定期的に保守点検（部品やオイル等の交換含む）を実施してください。	
	公園事 務所南 側	1 基 131.2KVA		・月 1 回程度は、試験運転を行い、作動状況を確認してください。（無負荷運転 15 分程度） ・年 1 回は、当該設備機能の総合的な動作確認の為、計器・継電器・表示	

	テニスコート横	1 基 8.4KVA		灯等の動作が正常であるか、総合点検を行ってください。	
	ふれあいの丘	1 基 17.4KVA			
	南地区	1 基 9KVA			

〔その他特記〕

- ・当該設備機能の維持の為に、年間、1/2 負荷以上の負荷運転を述べ6 時間以上実施し、消費した燃料については補給してください。
- ・保守点検表（別添表）において、部品交換等の頻度が5 年～10 年間に位置付けられている保守点検項目については、交換等の履歴を前指定管理者より引き継ぎ、当該指定管理期間中に当該指定管理者において、交換等を行わなければなりません。
- ・指定管理者は、保守点検結果（様式自由）を土木事務所に報告、提出しなければなりません。

⑳南地区貯留施設

南地区内の雨水貯留施設として地下貯留施設 1 箇所、円形貯留広場 2 箇所とこれらに付随する排水管、集水桝、側溝、オリフィス桝（沈砂池）3 箇所の適切な維持管理（保守点検、修繕、堆積土砂の撤去など）を行ってください。

また、梅雨入り前には必ず堆積土砂の撤去、ゴミの除去を行ってください。

㉑ 公園利用者の受動喫煙防止対策について

本公園においては、室内又はこれに準ずる空間や場所の特性から禁煙とすべきエリアについて受動喫煙エリアに設定していることから、来園者の受動喫煙防止対策について、健康増進法の趣旨に合致するよう対応してください。特に、巡視の中で設定したエリア内で喫煙しているものを見かけた場合には注意を行うなど、適切な対応（協力依頼）をしてください。

※別途 図面『禁煙エリア図参照』

㉒その他公園施設点検

大阪府営公園施設安全管理要領を参考に、定期点検・清掃等を実施し、常に安全使用の確保を図ってください。特に、法令等により義務付けられている点検、届け出等は必ず実施し、監督所管庁の検査、確認を受け、後日、点検結果を大阪府に報告してください。

(資料編)

- 1 参考価格
- 2 外注計画表
- 3 管理対象外施設
- 4 建築物等一覧表
- 5 貸与物品一覧表
- 6 遊具一覧表
- 7 府営公園利用実績調べ
- 8 電気・消防設備点検対象数量表
- 9 維持管理対象数量等
- 10 都市公園管理に必要な主な有資格項目
- 11 駐車実績
- 12 図面
 - 開設区域図
 - 防災公園図面
 - 駐車場平面関係図
 - 便益施設現況図
 - 除草区域図
 - 花壇区域図
 - 清掃関係区域図
 - 便所清掃区域図
 - 電気・機械設備平面図
 - 下水道施設平面図
 - 主要建築物平面図
 - 給水設備施設平面図
 - 照明灯位置図
 - 禁煙箇所図